



厚生労働省発基安 1 2 1 6 第 1 号

労働政策審議会

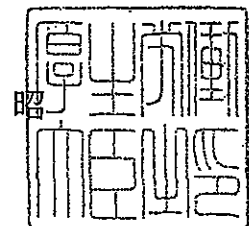
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙 1「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」及び別紙 2「労働安全衛生規則第四十四条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める告示の一部を改正する告示案等要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 2 1 年 1 2 月 1 6 日

厚生労働大臣

長妻



労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 定期健康診断における特例の廃止

定期健康診断において、一定の要件を満たす年少者については、胸部エックス線検査及び喀痰^{かくたん}検査を行わないこととされてきた特例を廃止するものとする。

第二 労働者死傷病報告の様式の改正

様式第二十三号の労働者死傷病報告の様式について、派遣元の事業主が「派遣先の事業場の郵便番号」を記入する欄を設けるとともに、備考等について所要の改正を行うものとする。

第三 施行期日

この省令は、平成二十二年四月一日から施行するものとする。

労働安全衛生規則第四十四条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める告示の一部を改正する告示案等要綱

第一 定期健康診断における胸部エックス線検査及び喀痰^{かくたん}検査の省略

一 四十歳未満の者（二十歳、二十五歳、三十歳及び三十五歳の者を除く。）で、次のいずれにも該当しないものについて医師が必要でないと認めるときは、定期健康診断における胸部エックス線検査を省略することができるものとする。

（一）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）第十二条第一項第一号に掲げる者

（二）じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第八条第一項第一号又は第三号に掲げる者

二 一に規定する者について医師が必要でないと認めるときは、定期健康診断における喀痰^{かくたん}検査を省略することができるものとする。

第二 その他

その他所要の整備を行うものとする。

第三 適用期日

これらの告示は、平成二十二年四月一日から適用するものとする。